



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

\*1 和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ..... 1

○ 告示

- 248 平成28年度及び平成29年度県庁舎(本館)電力調達並びに平成28年度及び平成29年度県庁舎(南別館)電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課) ..... 2
- 249 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) ..... 5
- 250 生活保護法による指定介護機関の廃止 ( " ) ..... 5
- 251 生活保護法による指定介護機関の休止 ( " ) ..... 6
- 252 生活保護法による指定施術機関の辞退 ( " ) ..... 6
- 253 生活保護法による医療機関の指定 ( " ) ..... 6
- 254 生活保護法による介護機関の指定 ( " ) ..... 7
- 255 生活保護法による施術機関の指定 ( " ) ..... 7
- 256 平成28年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課) ..... 7
- 257 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (商工振興課) ..... 9
- 258 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課) ..... 10
- 259 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 ( " ) ..... 12
- 260 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) ..... 13
- 261 " ( " ) ..... 13
- 262 " ( " ) ..... 14
- 263 " ( " ) ..... 14
- 264 " ( " ) ..... 14
- 265 " ( " ) ..... 15
- 266 保安林の指定施業要件の変更 ( " ) ..... 15
- 267 " ( " ) ..... 16
- 268 基本測量の終了 (技術調査課) ..... 16
- 269 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) ..... 16
- 270 " ( " ) ..... 17

○ 公告

- 入札公告 (管財課) ..... 20
- " ( " ) ..... 23
- 二級河川日高川水系河川整備計画の策定 (河川課) ..... 26

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第1号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月18日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 壯 悟

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第2中「紀の川市重行字東中原342番1」を「岩出市根来字洞尾2277番41」に改める。

別記様式第8号の2から別記様式第8号の4の2まで、別記様式第11号の3及び別記様式第11号の4中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第13号中「60日」を「3か月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第248号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成28年度及び平成29年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間

##### (1) 調達業務の名称及び数量

- ア 平成28年度及び平成29年度県庁舎（本館）電力調達  
予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,786,478kWh
- イ 平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達  
予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,846,272kWh

##### (2) 契約期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（平成28年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成29年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、告示日現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開

始を命ぜられている者でないこと。

- (8) 申請日現在において、5年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できる者であること。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (10) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「事業法」という。）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は事業法第16条の2第1項の規定による届出を行い受理されている特定規模電気事業者であること。
- (12) 申請日現在において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年1月20日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者で開札までに入札参加資格の要件を満たす見込みである者であること。
- (13) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、入札に参加しようとする調達施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (14) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、適正な電力供給のための体制が確立されており、供給約款等が整備されている者であること。
- (15) 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、平成27年度末から過去3年間に於いて1の（1）ア及びイの予定調達電力量を合計した電力量以上の電気を1施設で1年以内に供給した実績がある者であること。
- (16) 平成24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。
- (17) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、その手続等については、別に定める競争入札参加資格申請に関する資料のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 誓約書

エ 権限者が営業所長等に委任する場合には、委任状

オ 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及び確認資料

カ 使用印鑑届

キ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ク 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

ケ 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

- コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
  - (ウ) 県内に本店の所在する法人にあっては、当該本店が所在する市町村が課する法人市町村民税
  - (エ) 支店又は営業所の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該支店又は営業所の所在する市町村が課する法人市町村民税
  - (オ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）
- サ 特定規模電気事業者の届出をした者にあつては、次に掲げる書類
- (ア) 事業法第16条の2第1項の規定により届出をした者であることを証する書面の写し
  - (イ) 平成27年度末から過去5年間における契約実績を証する書類の写し
  - (ウ) 2の(13)から(15)までに掲げる要件を満たすことを証する書類又はその写し
- シ 返信用封筒（郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）
- (2) (1) のアからカまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成28年3月18日（金）から同年4月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年3月18日（金）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- (4) (3) の質問に対する回答は、平成28年4月1日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
平成28年3月28日（月）から同年4月8日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県総務部総務管理局管財課  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2220  
ファクシミリ番号 073-441-2248  
なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）からその書類をダウンロードすることができる。
- 6 申請書類に使用する言語  
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果の通知  
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成28年4月22日（金）までに郵送により送付する。
- 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
  - (2) (1) の説明は、平成28年4月28日（木）までに書面により求めるものとする。
  - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
  - (4) 説明を求めた者に対しては、平成28年5月9日（月）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、2の要件を満たさない者となったときは、その資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがあるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

和歌山県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市薬新 9-26	ウエダ薬局	有田市初島町浜1279	平成 28. 1. 31

和歌山県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年 月 日

株式会社かしの木	東牟婁郡那智勝浦町 大字天満1415-10	介護サービスかしの 木	東牟婁郡那智勝浦町 天満木戸浦442-21	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 24.3.1
社会医療法人三車会	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	訪問看護ステーショ ン桃花苑	紀の川市桃山町神田 378	居宅介護支援	平成 27.8.31
社会医療法人三車会	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	ヘルパーステーショ ン桃花苑	紀の川市桃山町神田 378	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 27.8.31
社会医療法人三車会	紀の川市貴志川町丸 栖1423-3	デイサービスセンタ ー桃花苑	紀の川市桃山町神田 378	通所介護・介護予 防通所介護	平成 27.9.1

## 和歌山県告示第251号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所在地	指定事業所の 名称	指定事業所の 所在地	サービスの種類	休 止 年月日
社会福祉法人高瀬会	東牟婁郡古座川町高 瀬353	高瀬会訪問介護ステ ーション串本	東牟婁郡串本町串本 256	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 28.2.1

## 和歌山県告示第252号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	辞 退 年月日
海南柔 31-17	山本佳嗣	山本鍼灸整骨院（柔道整復） 海南市且来25-3	平成 28.4.28

## 和歌山県告示第253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
岩齒新 14-27	青木歯科医院	岩出市吉田257-1	平成 28.2.15

## 和歌山県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
株式会社かしの木	東牟婁郡那智勝浦町 大字天満1415-10	介護サービスかしの木	東牟婁郡那智勝浦町 大字天満1415-10	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 24. 3. 1

## 和歌山県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
岩あ新 4-27	佃純一	海南市日方1515-14-2308（あん摩・マッサージ）	平成 28. 2. 4
岩は新 11-27	佃純一	海南市日方1515-14-2308（はり・きゅう）	平成 28. 2. 4

## 和歌山県告示第256号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成28年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

## 2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成28年4月21日
	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	平成28年4月22日

	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市立加茂川幼稚園	平成28年5月12日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	平成28年5月13日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	平成28年5月18日
	大野公民館	〃
	海南市役所野上支所	〃
	内海公民館	平成28年5月19日
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	海南保健福祉センター	平成28年5月20日
広川町	広川町役場	平成28年5月24日
湯浅町	湯浅町役場	平成28年5月26日
	駅前多目的広場	平成28年5月27日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成28年6月1日
	有田川町役場清水行政局	〃
	JAありだ清水営農センター城山サブセンター	平成28年6月2日
	JAありだAQ総合第2選果場	〃
	有田川町役場金屋庁舎	平成28年6月3日
	きびドーム	平成28年6月8日
	〃	平成28年6月9日
	〃	平成28年6月10日
有田市	保田公民館	平成28年6月22日
	宮原公民館	〃
	箕島漁村センター	平成28年6月23日
	初島公民館	〃
	有田市役所地下1階	平成28年6月24日
岩出市	岩出市立市民総合体育館	平成28年7月7日
	〃	平成28年7月8日
串本町	串本町公民館和深支館	平成28年7月13日
	串本町公民館田並支館	〃
	串本町文化センター	平成28年7月14日
	串本町役場古座分庁舎	平成28年7月15日
	山村交流センター	〃
那智勝浦町	宇久井区民会館	平成28年7月27日



	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	平成28年7月28日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	平成28年7月29日
北山村	北山村観光センター	平成28年9月1日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成28年9月2日
新宮市	新宮市熊野川行政局	平成28年9月2日
	佐野会館	平成28年9月7日
	新宮市立総合体育館	平成28年9月8日
	〃	平成28年9月9日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	平成28年10月5日
	太地町漁業協同組合	〃
古座川町	古座川町役場七川出張所	平成28年10月6日
	明神生活改善センター	〃
	古座川町役場	平成28年10月7日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	平成28年10月12日
	紀の川市商工会本所	平成28年10月13日
	中貴志コミュニティセンター	平成28年10月14日
	紀の川市役所桃山支所	平成28年10月19日
	紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	〃
	〃	平成28年10月20日
	〃	平成28年10月21日

### 3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、平成28年4月21日から平成29年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

### 和歌山県告示第257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ岩出西店

和歌山県岩出市中黒641-1

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第1288号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年3月18日から同年4月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

### 和歌山県告示第258号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) ブルセラ病の発生予防のため
- (3) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (4) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (6) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (7) 腐そ病の発生予防のため
- (8) 牛流行熱の発生予察のため
- (9) イバラキ病の発生予察のため
- (10) アカバネ病の発生予察のため
- (11) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (12) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) ブルセラ病検査 県内全域
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) 腐そ病検査 県内全域
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

(12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

### 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) ブルセラ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、おおむね飼養羽数の10%、最小100羽）
- (7) 腐そ病検査 蜜蜂
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

### 4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (2) ブルセラ病検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (5) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (7) 腐そ病検査 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (8) 牛流行熱検査 原則として平成28年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) イバラキ病検査 原則として平成28年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アカバネ病検査 原則として平成28年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) アイノウイルス感染症検査 原則として平成28年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (12) チュウザン病検査 原則として平成28年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

### 5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) ブルセラ病検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (4) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (6) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (7) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (8) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (12) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

## 和歌山県告示第259号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) チュウザン病の発生予防のため
- (5) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

## 2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) チュウザン病予防注射 県内全域
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

## 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) チュウザン病予防注射 牛
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

## 4 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。

ア 経産豚 1回

イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

(8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無<sup>きょう</sup>莢膜弱毒株）を皮下注射する。

### 和歌山県告示第260号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第261号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第262号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第263号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 岩出市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局地域振興部林務課並びに岩出市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第264号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第265号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第266号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局地域振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第267号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第268号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業期間 平成28年2月15日から同月29日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市及び東牟婁郡串本町

## 和歌山県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
加太（19）（Ⅱ-2043）、加太（20）（Ⅱ-2044）、加太（21）（Ⅱ-2045）、加太（22）（Ⅱ-2046）、加太（23）（Ⅱ-2047）、加太（303）（Ⅲ-1017）、加太（304）（Ⅲ-1018）、加太（305）（Ⅲ-1019）、加太（314）（Ⅲ-1028）、加太（36）（Ⅰ-30034）、加太（37）（Ⅰ-30035）、加太（39）（Ⅰ-30043）、加太（42）（Ⅰ-30044）、加太（43）（Ⅰ-30045）、加太（44）（Ⅰ-30046）、加太（47）（Ⅰ-30047）、加太（48）（Ⅰ-30048）、加太（49）（Ⅰ-30049）、加太（55）（Ⅰ-30051）、加太（38）（Ⅱ-30080）、加太（40）（Ⅱ-30081）、加太（41）（Ⅱ-30082）、加太（45）（Ⅱ-30083）、加太（46）（Ⅱ-30084）、加太（51）（Ⅱ-30085）、加太（53）（Ⅱ-30087）、加太（54）（Ⅱ-30088）



## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

加太（50）（Ⅰ-30050）、加太（52）（Ⅱ-30086）

## (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

次の滝川（4-364-1-018）、池谷川（4-364-1-042）、岩倉谷川（4-364-1-047）、岩野河西谷川（4-364-2-055）、中戸橋南谷川（4-364-2-057）、彦ヶ瀬南谷川（4-364-2-012）、彦ヶ瀬西谷川（4-364-2-013）、黒谷川1（4-364-2-014-1）、黒谷川2（4-364-2-014-2）、黒谷川3（4-364-2-014-3）、五明谷川（4-364-2-015）、滝本谷川（4-364-2-016）、クジャボク谷川1（4-364-2-017-1）、クジャボク谷川2（4-364-2-017-2）、クジャボク谷川3（4-364-2-017-3）、瀬曾谷川左支川（4-364-2-018）、彦ヶ瀬谷川（4-364-2-019）、管沢谷川（4-363-1-017）、法蔵寺谷川（4-363-2-010）、沖野谷川（4-363-2-011）、吉見中谷川（4-363-2-012）、ゆかんの森東谷（4-363-2-014）、吉見西谷川（4-363-2-015）、赤井谷川（4-363-2-016）、尾上谷川（4-364-1-019）、前後谷川（4-364-1-023）、大藪谷川（4-364-1-024）、松尾谷川（4-364-2-021）、前北谷川（4-364-2-025）、池の谷川（4-364-1-049）、宮の谷川（4-364-2-062）、苔谷川（4-364-2-063）、中尾谷御最所谷川（4-364-2-002-1）、中尾谷御最所谷川（4-364-2-002-2）、黒松谷川（4-364-2-003）、松尾谷川（4-364-2-004）、北野四村境谷川（4-365-1-062）、阿弥陀堂谷川（4-365-1-063）、上浦谷川（4-365-1-064）、北の川（4-365-1-065）、北野川谷下川（4-365-2-084）、下北野川谷川（4-365-2-085）、北野川助常谷川1（4-365-2-086-1）、北野川助常谷川2（4-365-2-086-2）、三瀬川下谷川（4-365-1-058）、三瀬川北谷川（4-365-2-075）、井谷川（4-365-2-076）、三瀬川東谷川（4-365-2-077）、三瀬川中谷川（4-365-2-078）、黒

石山谷川(4-365-2-079)、三瀬川西谷川(4-365-2-080)、小川谷川(4-364-1-010)、かやの谷川(4-364-1-011)、比曽原谷川(4-364-1-025)、小川西谷川(4-364-2-006)、小川東谷川(4-364-2-007)、かやの谷西川(4-364-2-008)、黒居谷川(4-364-2-009)、宮の谷西川(4-364-1-035)、高津畑谷川(4-364-1-037-1)、高津畑谷川(4-364-1-037-3)、高見谷川(4-364-2-036-1)、高見谷川(4-364-2-036-2)、高見谷川(4-364-2-036-3)、崩谷川(4-364-2-037)、崩谷南川(4-364-2-038)、尾崎谷東川(4-364-2-039)、若宮谷川(4-364-2-041)、羽場谷西川(4-364-2-042)、羽場谷川(4-364-2-043)、三ツ目谷川(4-364-2-044-1)、沼谷川(4-364-2-045-2)、垣添谷川(4-364-2-046)、雨乞谷川(4-364-2-047)、角川谷川(4-364-2-048)、芝原谷南川(4-364-2-049)、高見谷南川(4-364-2-050)、西ヶ峯谷川(4-364-1-013-1)、西ヶ峯谷川(4-364-1-013-2)、西ヶ峯谷川(4-364-1-013-3)、西ヶ峯谷川(4-364-1-013-4)、西ヶ峯谷川(4-364-1-013-5)、西念寺谷川(4-364-1-043)、谷下川(4-364-1-044)、吉野岩谷川(4-364-1-045)、谷上川(4-364-1-046)、風呂谷川(4-364-2-056)、西村谷川(4-364-1-008)、西谷川(4-364-1-009)、瀬奥谷川(4-365-1-045)、押手北野谷川(4-365-2-050)、押手北野東谷川(4-365-2-051)、宮原西谷川(4-365-1-041)、立岩山谷川(4-365-1-042)、宮原谷川(4-365-1-043-1)、宮原谷川(4-365-1-043-2)、三谷川(4-365-1-044)、法道路下谷川(4-365-2-034)、大沼西谷川(4-365-2-035)、南谷川(4-365-2-036)、法道路谷川(4-365-2-037)、下出谷川(4-365-2-038)、かし山谷川(4-365-2-039)、釜口谷川(4-365-2-040)、山の手中谷川(4-365-2-041)、山の手谷川(4-365-2-042)、すのこはし谷川(4-365-2-043)、宮原東谷川(4-365-2-045)、中手東谷川(4-365-2-046)、本堂前垣内(Ⅱ-3262)、本堂大門(Ⅱ-3263)、本堂赤松(Ⅱ-3264)、本堂(101)(Ⅱ-40189)、沼田(Ⅰ-782)、沼田寺垣内(1)(Ⅱ-3315)、沼田長通(Ⅱ-3316)、沼田寺垣内(2)(Ⅱ-3317)、沼田北畑(1)(Ⅱ-3318)、沼田寺垣内(3)(Ⅱ-3319)、沼田寺垣内(4)(Ⅱ-3320)、沼田北畑(2)(Ⅱ-3321)、沼田(101)(Ⅱ-40190)、沼田(102)(Ⅱ-40191)、沼田(103)(Ⅱ-40192)、沼田(104)(Ⅱ-40193)、沼田(105)(Ⅱ-40194)、沼田(106)(Ⅱ-40195)、岩野河西(Ⅰ-794)、岩野河大角(5)(Ⅰ-3769)、岩野河大角(6)(Ⅰ-3770)、岩野河大角(7)(Ⅰ-3771)、岩野河風呂ノ谷(Ⅰ-3772)、岩野河寺垣内(Ⅱ-3355)、岩野河岩野河谷(Ⅱ-3356)、岩野河葛浦谷口(Ⅱ-3357)、岩野河大角(1)(Ⅱ-3358)、岩野河大角(2)(Ⅱ-3359)、岩野河大角(3)(Ⅱ-3360)、岩野河大角(4)(Ⅱ-3361)、岩野河大角(8)(Ⅲ-1644)、岩野河大角(9)(Ⅲ-1645)、岩野河(101)(Ⅰ-40027)、岩野河(102)(Ⅰ-40028)、岩野河(103)(Ⅱ-40196)、岩野河(104)(Ⅱ-40197)、延坂岡田(1)(Ⅱ-3322)、延坂岡田(2)(Ⅱ-3324)、延坂滝山(1)(Ⅱ-3325)、延坂滝山(2)(Ⅱ-3326)、延坂滝山(3)(Ⅱ-3327)、延坂滝山(4)(Ⅱ-3328)、延坂(101)(Ⅰ-40029)、延坂(102)(Ⅱ-40198)、彦ヶ瀬(Ⅰ-3779)、彦ヶ瀬西垣内(Ⅱ-3233)、彦ヶ瀬横畑(Ⅱ-3234)、彦ヶ瀬北ノ浦(Ⅱ-3235)、彦ヶ瀬葛畑(1)(Ⅱ-3236)、彦ヶ瀬葛畑(2)(Ⅱ-3237)、彦ヶ瀬葛畑(3)(Ⅱ-3238)、彦ヶ瀬葛藪(Ⅱ-3239)、彦ヶ瀬小中垣内(1)(Ⅱ-3240)、彦ヶ瀬小中垣内(2)(Ⅱ-3241)、彦ヶ瀬小中垣内(3)(Ⅱ-3242)、彦ヶ瀬尾園淵(Ⅱ-3243)、彦ヶ瀬尾ノ上垣内(Ⅱ-3244)、彦ヶ瀬栗木碓(Ⅱ-3245)、彦ヶ瀬1(Ⅱ-40204)、彦ヶ瀬2(Ⅱ-40205)、彦ヶ瀬3(Ⅰ-40030)、彦ヶ瀬4(Ⅱ-40206)、彦ヶ瀬5(Ⅱ-40207)、彦ヶ瀬6(Ⅱ-40208)、彦ヶ瀬7(Ⅱ-40209)、吉見(1)(Ⅰ-3749)、吉見(2)(Ⅰ-3750)、吉見(3)(Ⅰ-3751)、吉見妙見谷(1)(Ⅱ-3208)、吉見妙見谷(2)(Ⅱ-3209)、吉見河端(1)(Ⅱ-3211)、吉見河端(2)(Ⅱ-3212)、吉見宮ノ口(1)(Ⅱ-3213)、吉見宮ノ口(2)(Ⅱ-3214)、吉見富貴谷(Ⅲ-1631)、吉見1(Ⅱ-40199)、吉見2(Ⅱ-40200)、吉見3(Ⅱ-40201)、吉見4(Ⅱ-40202)、吉見5(Ⅱ-40203)、尾上平野前(1)(Ⅱ-3332)、尾上平野前(2)(Ⅱ-3333)、尾上中尾(Ⅱ-3334)、尾上(1)(Ⅱ-40214)、尾上(2)(Ⅱ-40215)、尾上(3)(Ⅱ-40216)、宇井苔(2)(Ⅰ-802)、宇井苔(1)(Ⅰ-803)、宇井苔(3)(Ⅱ-3400)、宇井苔(4)(Ⅱ-3401)、宇井苔(5)(Ⅱ-40217)、宇井苔中村坪(Ⅲ-1646)、黒松(Ⅰ-3757)、黒松北裏(1)(Ⅱ-3223)、黒松北裏(2)(Ⅱ-3224)、黒松夏焼(1)

(Ⅱ-3225)、黒松夏焼(2)(Ⅱ-3226)、黒松岩尾(1)(Ⅱ-3227)、黒松岩尾(2)(Ⅱ-3228)、黒松早稲田(Ⅱ-3229)、黒松奥ノ宮(1)(Ⅱ-3230)、黒松奥ノ宮(2)(Ⅱ-3231)、黒松峯(Ⅱ-3232)、黒松(1)(Ⅱ-40210)、黒松(2)(Ⅱ-40211)、黒松(3)(Ⅱ-40212)、黒松(4)(Ⅱ-40213)、大平(Ⅰ-823)、北野川大平(Ⅱ-3635)、北野川上垣内(1)(Ⅱ-3648)、北野川上垣内(2)(Ⅱ-3649)、北野川助常(Ⅱ-3650)、北野川宮ノ下(Ⅱ-3651)、宮ノ上(Ⅱ-3652)、北野川柿裕(Ⅱ-3653)、北野川1(Ⅱ-40105)、北野川2(Ⅱ-40106)、北野川3(Ⅱ-40107)、北野川4(Ⅰ-40019)、三瀬川(Ⅰ-825)、三瀬川(3)(Ⅰ-3797)、三瀬川下浦(2)(Ⅰ-3798)、三瀬川(2)(Ⅱ-3611)、三瀬川下浦(1)(Ⅱ-3654)、三瀬川野中(1)(Ⅱ-3655)、三瀬川野中(2)(Ⅱ-3656)、三瀬川北山(Ⅱ-3657)、三瀬川上浦(Ⅱ-3658)、三瀬川荒堀(Ⅱ-3659)、中筋(Ⅰ-777)、東出(Ⅰ-778)、西ヶ峯西中筋(Ⅰ-3756)、西ヶ峯西中筋(1)(Ⅱ-3258)、西ヶ峯西中筋(2)(Ⅱ-3259)、西ヶ峯東出(Ⅱ-3260)、西ヶ峯(Ⅱ-3261)、西ヶ峯下(Ⅱ-3296)、瀬ノ田(Ⅰ-780)、瀬井西ノ森(Ⅱ-3246)、瀬井井ノ向(Ⅱ-3247)、瀬井福生山(1)(Ⅱ-3248)、瀬井福生山(2)(Ⅱ-3249)、西(Ⅰ-770)、下ノ段(Ⅰ-771)、東中筋(Ⅰ-772)、上六川下ノ段(1)(Ⅱ-3218)、上六川下ノ段(2)(Ⅱ-3220)、上六川岡畑(Ⅱ-3221)、上六川天石(Ⅱ-3222)、吉田(1)(Ⅰ-773)、吉田(Ⅰ-774)、小川白岩谷(Ⅱ-3295)、小川五四三(Ⅱ-3299)、小川上田(Ⅲ-1636)、西ノ平・岡の前(Ⅰ-790)、長谷川尾崎(Ⅰ-3773)、長谷川芝原(1)(Ⅱ-3344)、長谷川日茂(Ⅱ-3346)、長谷川尾崎(2)(Ⅱ-3347)、長谷川登尾(1)(Ⅱ-3348)、長谷川登尾(2)(Ⅱ-3349)、長谷川登尾(3)(Ⅱ-3350)、長谷川登尾(4)(Ⅱ-3351)、長谷川登尾(5)(Ⅱ-3352)、西ヶ峯(102)(Ⅰ-40022)、瀬井(101)(Ⅰ-40023)、西ヶ峯(103)(Ⅱ-40142)、西ヶ峯(104)(Ⅱ-40143)、西ヶ峯(105)(Ⅱ-40144)、西ヶ峯(106)(Ⅱ-40145)、西ヶ峯(107)(Ⅱ-40146)、西ヶ峯(109)(Ⅱ-40148)、西ヶ峯(111)(Ⅱ-40150)、西ヶ峯(112)(Ⅱ-40151)、西ヶ峯(114)(Ⅱ-40153)、瀬井(102)(Ⅱ-40154)、瀬井(103)(Ⅱ-40155)、瀬井(106)(Ⅱ-40158)、瀬井(108)(Ⅱ-40160)、瀬井(111)(Ⅱ-40163)、瀬井(112)(Ⅱ-40164)、瀬井(113)(Ⅱ-40165)、瀬井(114)(Ⅱ-40166)、瀬井(115)(Ⅱ-40167)、瀬井(116)(Ⅱ-40168)、瀬井(117)(Ⅱ-40169)、瀬井(118)(Ⅱ-40170)、上六川(101)(Ⅰ-40024)、上六川(201)(Ⅱ-40171)、上六川(202)(Ⅱ-40172)、上六川(203)(Ⅱ-40173)、上六川(204)(Ⅱ-40174)、上六川(205)(Ⅱ-40175)、上六川(206)(Ⅱ-40176)、上六川(207)(Ⅱ-40177)、上六川(208)(Ⅱ-40178)、上六川(209)(Ⅱ-40180)、比曾原(Ⅰ-776)、小川(101)(Ⅰ-40025)、小川(102)(Ⅰ-40026)、小川(201)(Ⅱ-40181)、小川(202)(Ⅱ-40182)、小川(203)(Ⅱ-40183)、小川(204)(Ⅱ-40184)、小川(205)(Ⅱ-40185)、小川(206)(Ⅱ-40186)、小川(207)(Ⅱ-40187)、小川(208)(Ⅱ-40188)、横野(Ⅰ-786)、文蔵谷(Ⅰ-787)、谷東原(Ⅱ-3340)、谷(201)(Ⅱ-40245)、谷(202)(Ⅱ-40246)、谷(203)(Ⅱ-40247)、谷(204)(Ⅱ-40248)、谷(205)(Ⅱ-40249)、長谷川(101)(Ⅰ-40031)、長谷川(102)(Ⅰ-40032)、長谷川(103)(Ⅱ-40218)、長谷川(104)(Ⅱ-40219)、長谷川(105)(Ⅱ-40220)、長谷川(106)(Ⅱ-40221)、長谷川(107)(Ⅱ-40222)、長谷川(108)(Ⅱ-40223)、長谷川(109)(Ⅱ-40224)、長谷川(110)(Ⅱ-40225)、長谷川(111)(Ⅱ-40226)、長谷川(112)(Ⅱ-40227)、長谷川(113)(Ⅱ-40228)、長谷川(114)(Ⅱ-40229)、長谷川(115)(Ⅱ-40230)、長谷川(116)(Ⅱ-40231)、長谷川(117)(Ⅱ-40233)、長谷川(118)(Ⅱ-40234)、長谷川(119)(Ⅱ-40236)、長谷川(120)(Ⅱ-40238)、田尻(Ⅰ-889)、森本(Ⅰ-890)、前勢(Ⅰ-891)、松谷(Ⅰ-892)、押手滝ノ垣内(Ⅰ-3791)、押手上横谷(Ⅱ-3546)、上横谷(Ⅱ-3547)、押手横谷(Ⅱ-3548)、下横谷(Ⅱ-3549)、押手中ノ垣内(2)(Ⅱ-3550)、押手中ノ垣内(3)(Ⅱ-3551)、押手下横谷(Ⅲ-1663)、押手中ノ垣内(1)(Ⅲ-1664)、法道路(Ⅱ-3505)、沼谷法道路(1)(Ⅱ-3506)、沼谷法道路(2)(Ⅱ-3507)、沼谷法道路(3)(Ⅱ-3508)、沼谷山ノ谷(1)(Ⅱ-3509)、沼谷山ノ谷(2)(Ⅱ-3510)、沼谷山ノ谷(3)(Ⅱ-3511)、沼谷宮原(2)(Ⅱ-3512)、沼谷宮原

(3) (Ⅱ-3513)、中手(Ⅱ-3514)、沼谷西谷(Ⅱ-3515)、宮原(Ⅱ-3516)、沼谷二本松(1)(Ⅱ-3517)、沼谷二本松(2)(Ⅱ-3518)、沼谷三谷(1)(Ⅱ-3519)、沼谷三谷(2)(Ⅱ-3520)、沼谷宮原(1)(Ⅲ-1660)、板尾大岩(1)(Ⅲ-1661)、板尾大岩(2)(Ⅲ-1662)、押手1(Ⅱ-40113)、押手2(Ⅱ-40114)、押手3(Ⅱ-40115)、押手4(Ⅱ-40116)、沼谷1(Ⅱ-40117)、沼谷4(Ⅱ-40120)、沼谷5(Ⅱ-40121)、沼谷6(Ⅱ-40122)、沼谷7(Ⅱ-40123)、沼谷8(Ⅱ-40124)、沼谷9(Ⅱ-40125)、沼谷10(Ⅱ-40126)、沼谷11(Ⅱ-40127)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

菅沢谷下川(4-363-1-018)、ゆかんの森谷川(4-363-2-013)、八幡谷川(4-364-1-012)、宮の谷川(4-364-1-036)、高津畑谷川(4-364-1-037-2)、尾崎谷川(4-364-2-040)、三ツ目谷川(4-364-2-044-2)、止尾谷川(4-364-2-045-1)、井出口谷川(4-365-2-044)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 入 札 公 告

平成28年度及び平成29年度県庁舎(本館)電力調達(長期継続契約)について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

平成28年度及び平成29年度県庁舎(本館)電力調達

予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,786,478kWh

(3) 調達業務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達場所

和歌山県庁舎(本館、北別館及び東別館)

和歌山市小松原通一丁目1番地

## (5) 契約期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（平成28年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。

ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成29年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第248号に規定する平成28年度及び平成29年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

## (2) 期間

平成28年3月18日（金）から同年4月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

## (1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）からその書類をダウンロードすることができる。

## (2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成28年3月18日（金）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成28年4月1日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおりとする。

## 5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

## イ 入札日時

平成28年5月13日（金）午前10時

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書

の写しを同封の上、書留郵便により平成28年5月12日(木)午後3時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札の方法に関する事項

- (1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11(5)による再度の入札にあっては、この限りでない。
- (4) 入札の際には、競争入札参加資格結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

#### 7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員(以下「職員」という。)を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。  
この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5（1）に規定する日時に入札の場所  
に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場  
合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落  
札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。
- 12 契約書の要否  
要
- 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否
- 14 その他
- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称  
和歌山県総務部総務管理局管財課
- イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2220  
ファクシミリ番号 073-441-2248
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of products to be purchased :  
Electricity about 1,786,478kwh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings  
(Honkan)
- (2) Time limit for tender :  
10:00 a.m. 13 May 2016 : (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 12 May 2016)
- (3) Contact point for the notice :  
Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural  
Government,  
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2220  
FAX 073-441-2248

### 入札公告

平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成28年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 調達業務の名称及び数量

平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達

予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,846,272kWh

(3) 調達業務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達場所

和歌山県庁舎（南別館）

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

(5) 契約期間

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで（平成28年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。

ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成29年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第248号に規定する平成28年度及び平成29年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成28年度及び平成29年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成28年3月18日（金）から同年4月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）からその書類をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成28年3月18日（金）から同月25日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成28年4月1日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおりとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

平成28年5月13日（金）午前11時

ウ 開札場所



アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成28年5月12日（木）午後3時まで和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

#### 6 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11 (5) による再度の入札にあっては、この限りでない。

(4) 入札の際には、競争入札参加資格結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札の延期等

(1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。

(2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。

- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2220

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 2,846,272kwh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings  
(Minami-bekkan)

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 13 May 2016 (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 12 May 2016)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural  
Government, 1-1 Komatsubaradori,

Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2220

FAX 073-441-2248

---

**公 告**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、二級河川日高川水系河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成28年3月18日

## はじめに

「日高川水系河川整備計画」は、長期的な整備の方針として平成 13 年 10 月に策定された「日高川水系河川整備基本方針」に沿って、今後概ね 20 年で計画的に実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示した計画である。

日高川水系では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われ、特に、昭和 28 年 7 月や近年では平成 23 年 9 月台風第 12 号では過去最大規模の洪水により日高川全域で未曾有の被害が発生していることから、将来的にはこれらと同規模の洪水に対応することとしている。

しかしながら、日高川本川では今なお、堤防整備や河道断面の確保等が必要な区間が多く残されていることから、本計画では、築堤等の堤防整備については昭和 28 年 7 月洪水に対応し、河道掘削については平成 15 年 8 月洪水等と同規模の断面とすることで、早期に一定の整備効果を発現させることとしたものである。

なお、本計画は、社会状況、自然環境及び河道状況等の変化や、新たな知見等により見直しの必要が生じた場合は、適宜見直しを行うものである。

## 第 1 章 日高川水系の流域及び河川の概要

### 1.1 流域の概要

#### 1.1.1 地形

日高川は、その源を紀伊半島中部山岳地帯の龍神岳（標高 1,382m）に発し、山地部を蛇行しながら西に流下し、日高川町和佐において江川を合わせ御坊市内を貫流し、河口部において西川を合わせ紀州灘に注ぐ、幹川流路延長 127km、流域面積 651.8k m<sup>2</sup>の県下最大の二級河川である。

流域は、御坊市、田辺市、美浜町、日高町、日高川町及び奈良県十津川村の 2 市 3 町 1 村にまたがっている。

日高川水系の上流域は、東に紀伊山地、北に白馬山脈、南に果無山脈と標高 1,000m 級の山々に囲まれ、中流域は西へ蛇行しながら流れ、下流域では沖積平野が形成されている。

河床勾配は、中・下流域では 1/300 程度であるが、山間部は 1/100 以上の急峻な地形となっている。

#### 1.1.2 地質

流域の地質は、中・上流域は、おもに砂岩、泥岩の互層により構成される日高川層群、音無川層群といった、四万十層群を主体としている。

また、下流域は、日高川沿いに未固結堆積物の礫層が広がり、部分的に砂層・泥層が見られる。

#### 1.1.3 気候

流域の気候は、年間降水量は山間部の龍神観測所（气象台）では 2,700mm 程度、平野部の川辺観測所では 1,700mm 程度で、気候は温暖な南海気候区に属し、降水量は梅雨期及び台風期に多く冬季は少ない。

#### 1.1.4 歴史・文化

日高川流域は、平安時代後期から鎌倉時代にかけては、京都からの「熊野詣」（熊野三山の熊野大社へ）の道である熊野古道が通っており、街道沿いには熊野九十九王子が建てられており、流域内にも善童子王子跡や愛徳山王子跡がある。また、日高川にはこの街道の交通手段として渡し船が使われていたとされており、道成寺縁起で伝えられる安珍・清姫の物語の中で、安珍が船頭に清姫が川を渡れないよう頼んだとされ、怒りに我を忘れた清姫は蛇に化身して日高川を渡ったと伝えられている。

御坊市周辺の丘陵地には、古くから人々が住み、集落、古墳等の埋蔵文化財が数多く残されている

ほか、道成寺には、建造物として「本堂」や「仁王門」、美術工芸品として「木造千手観音立像」「木造菩薩立像」等の多くの国指定重要文化財が存在する。

水源である龍神岳のふもとは、1,300 年もの歴史を持つ龍神温泉があり、群馬県の川中温泉、島根県の湯の川温泉と並び日本三美人の湯としても広く知られている。

### 1.1.5 土地利用

日高川流域の土地利用は、山林が約 88%を占め、大部分がスギ・ヒノキの植林となっているが、ブナを主とする天然林も残っている。その他土地利用は、農地が約 7%、宅地が約 2%、その他が約 3%となっており、宅地及び水田・畑地等の大部分が、下流部に集中している。

### 1.1.6 人口

日高川流域の関係 2 市 3 町(御坊市、田辺市(旧龍神村域のみ)、美浜町、日高町、日高川町)の総人口は、昭和 55 年に約 6.4 万人だったが、その後減少を続け、平成 22 年には約 5.6 万人となっている。

### 1.1.7 産業

日高川流域内の関係 2 市 3 町(御坊市、田辺市(旧龍神村域のみ)、美浜町、日高町、日高川町)の就業者数は、平成 22 年で 24,677 人となっており、和歌山県全体の総就業者数(450,969 人)に占める割合は約 5%である。産業別の割合は、第 1 次産業が約 16%、第 2 次産業が約 21%、第 3 次産業が約 62%となっており、第 1 次産業が年々減少、第 3 次産業がわずかに増加しており、就業者数全体では減少傾向にある。

県下第二の面積を誇る日高平野では、水稻、野菜、果物及び花卉類を中心とした農業、木材産業やプラスチック産業等が地場産業として栄えている。農産物については昭和 27 年に初めて入荷して以来、オランダエンドウ産地として全国的に知られており、花卉の栽培ではスターチス、宿根カスミソウやガーベラの出荷量が全国の上位に位置し全国有数の産地となっている。プラスチック産業としては、麻雀パイが全国シェアの 40%以上を誇り、基石は全国シェアの 60%以上、各種サイコロでは 80%以上を占める。

## 第 2 章 日高川の現状と課題

### 2.1 治水の現状と課題

#### 2.1.1 過去の洪水被害の概要

日高川流域に大水害をもたらした昭和 28 年 7 月 17 日～18 日の梅雨前線豪雨では、旧藤田村で広範囲に堤防が決壊したため、濁流が旧御坊町を中心に近接村一帯を襲い、死者行方不明者 289 名、負傷者 1,470 名の他、河川・道路・その他公共施設及び一般資産に壊滅的な大被害を被った。

近年では、平成 23 年 9 月の台風第 12 号で、日高川で 3 名が犠牲となり、1 名が行方不明になった。その他の主要な洪水としては、昭和 50 年 8 月、昭和 57 年 7～8 月や平成元年 9 月、平成 5 年 9 月、平成 15 年 8 月等が挙げられる。

#### 2.1.2 治水事業の沿革

日高川流域では、昭和 28 年の災害を契機として、災害復旧助成事業として河口から川辺大橋付近までの築堤、掘削等を実施してきた。また、昭和 56 年には日高川総合開発事業の全体計画を策定し、椿山ダムの建設に着手し、平成元年に完成した。

また、昭和 56 年より、河口から若野橋に至る約 7.5km の区間を対象に引堤や護岸の整備などが実施されてきたが、平成 23 年の災害を契機に被害が大きかった入野、三十木、皆瀬地区で災害復旧助成事業に着手し、工事が実施されている。

#### 2.1.3 治水の現状と課題

### 1) 日高川

昭和 28 年の大水害を契機とした災害復旧助成事業や昭和 56 年より開始した河川改修事業で狭窄部の拡幅等の河川整備が行われてきた。また、平成元年の椿山ダム完成以降、日高川本川の下流部の洪水被害は激減したが、椿山ダムの下流でも日高川町域では、平成 23 年 9 月台風第 12 号の豪雨により、死者・行方不明者 4 名、全半壊流出家屋 128 棟、床上浸水 247 棟という甚大な被害を受けたところである。

現況流下能力においても、御坊市域は概ね十分な流下能力を有するが、日高川町域では概ね全川にわたり流下能力が低く、平成 23 年 9 月台風第 12 号でも甚大な被害を受けたことから、治水安全度の向上を図る必要がある。

### 2) 西川

中流の入山地区では、家屋の浸水被害が発生しており、平成 23 年 9 月台風第 12 号により床下浸水 14 棟、床上浸水 1 棟の浸水被害が発生している。また、西川は、縦断勾配が緩く、感潮区間が 3km に及ぶことから、潮位の影響を受けやすく満潮時と洪水が重なると中流部の低平地において内水被害を生じやすく、沿川の美浜町等で、農地や道路の冠水が頻繁に発生している。

概ね全区間で流下能力が低いことから、治水安全度の向上を図る必要がある。

### 3) 下川

昭和 41 年 8 月に床上浸水 106 棟という甚大な被害を受け、平成 15 年 9 月、平成 18 年 7 月には、いずれも 40 棟を超える家屋浸水被害を受けている。最近では、平成 18 年 9 月の豪雨により床下浸水 22 棟、平成 23 年 9 月の台風第 12 号の豪雨では、床下浸水 37 棟、床上浸水 2 棟の被害を受けている。

下川の両岸は人家が連亘し、中流部で流下能力が低く浸水常襲地区となっていることから、治水安全度の向上を図る必要がある。

### 4) 齊川・堂閉川

堂閉川では、平成元年 8 月に 2 棟、平成 5 年 9 月に 3 棟、平成 7 年 6 月に 2 棟、平成 13 年 9 月に 3 棟、平成 18 年 7 月と 9 月にそれぞれ 2 棟と 8 棟、最近では平成 23 年 9 月の台風第 12 号の豪雨により 19 棟、平成 25 年 9 月に 1 棟、平成 26 年 8 月に 6 棟の家屋浸水被害が発生している。

齊川では、平成 26 年 8 月に 1 棟の床下浸水被害が発生しており、また、下流部は潮位の影響を受け頻繁に堤防高付近にまで水位が上昇する。

堂閉川は、特に道成寺参道付近の流下能力が低いが、過去に改修した実績はない。また、齊川では過去に災害関連事業で河川改修が行われたが、全川で、流下能力がやや低い状況である。

堂閉川では、近年浸水被害が頻発しており、道成寺の参道や駐車場も浸水することから、観光への影響も配慮し、浸水対策が必要である。また、堂閉川を改修するためには、下流の齊川についても上下流のバランスを考慮して、治水安全度の向上を図る必要がある。

### 5) 東裏川

東裏川流域では、年に 1~2 回程度の頻度で、田畑や道路で 20~30cm の浸水被害が生じており、周辺の宅地が孤立している。また支川の森後川が合流する荊木地区では、頻繁に国道 42 号の通行止め規制が発生している。

東裏川の流下能力不足と西川の水位上昇に伴う排水不良による内水被害が多発していることから、東裏川の内水被害への対策が必要である。

### 6) 江川

日高川の狭窄部である若野地区の上流付近で合流する支川であり、日高川の背水の影響を受けやす

く、近年では、平成 18 年 7 月豪雨により床下浸水 5 棟、平成 23 年 9 月台風第 12 号により江川沿いで床下浸水 16 棟、床上浸水 10 棟の浸水被害が発生している。

また、平成 27 年 7 月台風第 11 号では江川の氾濫により、床下浸水 11 棟の浸水被害が発生している。

江川は、日高川本川の水位上昇の影響を受けやすく、さらに、全区間で流下能力が低いことから、治水安全度の向上を図る必要がある。

## 2.2 河川利用の現状と課題

### 2.2.1 利水の現状と課題

河川水の利用については、農業用水として畑地かんがい 7 件(慣行水利 3 件、許可水利 4 件)、水田かんがい 32 件(慣行水利 25 件、許可水利 7 件)、で約 1,790ha のかんがいに利用されているほか、都市用水として水道用水が 7 件、工業用水が 3 件、雑用水が 1 件の全 11 件(全て許可水利)、発電用水として 6 件(全て許可水利)が利用されている(平成 27 年 3 月末時点)。

渇水については、近年では平成 24、25 年と農業用水の自主節水を行ったが、被害は生じていない。

近年は流域内の営農形態に変化が見られることから、現状の水利用の実態を把握し、適正な水利用を図ると共に、渇水時における水道用水、農業用水及び発電用水の円滑な調整を図られるよう渇水時の体勢確保に努める必要がある。

### 2.2.2 河川空間利用の現状と課題

#### 1) 漁業

日高川水系では、アユ、コイ、ウナギ、モクズガニ、アマゴの内水面の漁業権が、また、河口域に海面の漁業権が設定されている。

また、日高川は県内外から大勢の釣り人がアユ釣りに訪れるなど賑わいを見せている。

#### 2) 舟運

西川合流部(河口より 0.2k)では、船による木材の運搬が行われている。しかし、その運航は満潮を期して行われており、船の吃水に関する影響は報告されていない。

#### 3) 日高川河口付近不法係留の状況

日高川河口付近は、平成 13 年 12 月、環境省選定の「日本の重要湿地 500」に位置づけられ、その湿地には数多くの貴重種が確認されていることから良好な干潟環境が形成されている。

しかしながら、日高川河口付近には、不法係留船が多数存在しており、和歌山県では平成 20 年 3 月に「和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」を制定し、不法係留船対策に積極的に取り組んでいる。

#### 4) その他

日高川流域は、中流部の椿山ダム周辺を含め流域には豊かな自然環境が残されており、変化に富んだ溪谷、河道の屈曲等により発達した瀬と淵等により、多様な生物の生息・生育空間となっている。

こうした良好な河川環境を背景に、下流部の高水敷ではゲートボール場や多目的広場(キャンプ場)等が地域住民の交流の場として利用されており、中・上流域においては、自然河原でのキャンプ、釣り、水遊び等が行われ、人々の安らぎとくつろぎの場となっている。

## 2.3 河川環境の現状と課題

### 2.3.1 水質の現状と課題

日高川の水質については、環境基準 A 類型(BOD: 2mg/L 以下)に指定されており、船津堰堤及び若野橋を環境基準点とした全 4 地点で水質を測定している。また、支川の西川では水質の環境基準の類型指定は行われていないが、西川大橋で水質を測定している。

近年のBOD75%値は環境基準を満足しており、良好な河川水質の維持に努める必要がある。

### 2.3.2 動植物の生息・生育環境の現状と課題

日高川の流域内には、高野龍<sup>こうやりゅうじん</sup>神国定公園、煙樹海岸<sup>えんじゆかいがん</sup>県立自然公園、城ヶ森<sup>じょうがもりほこだい</sup>尖<sup>せん</sup>県立自然公園の指定地区があり、自然環境を保全する上で重要な役割を果たすと共に、多くの人々がこれらの自然公園を訪れていることから、観光資源、レクリエーションの場、自然体験の場としても大きな役割を担っている。

また、日高川河口部は、環境省選定の「日本の重要湿地500」に位置づけられ、良好な干潟環境が形成されている。

#### 1) 植物

上流から中流の山地溪流で流水縁に沿ってネコヤナギ群落やツルヨシ群落、カワラハンノキ群落、キハギ-アワモリショウマ群落などが形成されている。

中流部では広い砂礫堆が形成されるようになり、礫が多い乾燥しやすい立地にはヒメムカシヨモギ-ヨモギ群落やノイバラ-アキグミ群落などが、水際の冠水しやすい立地にはツルヨシ群落が形成されている。また、細砂が堆積した立地にはヤナギタデ-シロバナサクラタデ群落が見られるほか、アカメヤナギなどのヤナギ林がやや安定した立地に点在している。冠水しにくい安定した砂礫堆<sup>\*</sup>にはヨモギ-オオアレチノギク群落やアキノエノコログサ-メヒシバ群落が見られる。また、富栄養化した立地には帰化植物であるセイタカアワダチソウの群落が広範囲に分布している。

河口部では代表的な塩性湿地植生であるハマボウ群落・シオクグ群落が見られ、中でも暖温帯性の植物群落であるハマボウ群落は、近畿で最大の個体群である。また、隣接する<sup>おうじ</sup>王子川河口部では御坊市の天然記念物に指定される等、注目されるべき群落である。

#### 2) 魚類

日高川では、汽水・海水魚であるボラ、回遊魚であるアユ、カマキリ(アユカケ)、ボウズハゼ、淡水魚であるオイカワやカワムツが確認されている。また、オイカワ、カワムツ、ウグイ、カワヨシノボリは下流から上流の全域で確認されており、日高川に広く分布していることが分かる。

貴重種としては、サツキマスが確認されており、河口から椿山ダム下流まで遡上していることがうかがわれた。オオヨシノボリとルリヨシノボリは複数の地点で確認され、日高川に広く分布していることがうかがえる。

西川では、貴重種であるホトケドジョウが上流端で確認されている。

また、江川との合流点付近から<sup>はぶがわ</sup>土生川との合流点付近にはアユの産卵場所が確認されている。

#### 3) 鳥類

河口から下流部にかけて多数の鳥類の生息が確認されている。特に、留鳥や大きな渡り移動を行う冬鳥が多く確認されており、開水面部や広い河川敷などの環境条件による豊富な餌生物を求めて多種類の鳥類が数多く生息していると考えられる。

鳥類における貴重種としては、クマタカ、コノハズク、ヤマセミ、アカショウビン、キビタキ、オオルリが確認されており、また、日高川本川河口部にシギ・チドリ類の渡来地、日高町北端にカモ類渡来地、美浜町西端付近にウミネコ繁殖地が確認されている。

#### 4) 底生動物

貝類のイシマキガイやカワニナ、甲殻類のヒラテテナガエビやサワガニ、昆虫類のエルモンヒラタカゲロウやウルマーシマトビケラなど、河川下流域から上流域に生息する種である。

また、回遊型の甲殻類として、ヤマトヌマエビやミゾレヌマエビ、モクズガニなどが確認されてい

る。

なお、河口部では、ウモレベンケイガニ、トゲアシヒライソガニモドキ、カワアイガイ等が確認されており、特に、貴重種としてシオマネキ、ハクセンシオマネキが確認されている。

#### 5) その他の動物

両生類・爬虫類の貴重種としては、カスミサンショウウオが日高川支川の江川等で確認されている。また、昆虫類の貴重種としては、オオムラサキが確認されている。

#### 2.3.3 河川環境保全・整備に関する現状と課題

日高川では、中上流域では緑あふれる山々と山あいを縫って流れる自然豊かな川に育まれた猛禽類や魚類が生息していること、下流域では特有の湿地環境によりハマボウ等が繁茂し、鳥類の飛来地となっていることなどから、今後もこれらの自然環境を保全していく必要がある。

また、河川整備に当たっては、近年では環境に配慮した護岸の整備が進められているが、今後とも動植物の生息環境や親水性等に配慮した河川整備を実施していく必要がある。

一方で、在来種の生育・生息環境に影響を及ぼす外来種も確認されており、河川の整備をきっかけでそれらの勢力が拡大することもあるため、外来種の駆除、本来の在来種による環境の保全が必要である。

#### 2.3.4 地域住民と連携の現状と課題

河川愛護活動では、河川の美化活動、水質保全に関する啓発宣伝活動、パトロールの実施等積極的な活動を行っている。日高川では地域住民による清掃活動が行われるなど、地域の河川環境に対する関心は高く、平成26年度には39団体による河川愛護活動が行われており、今後とも継続的な支援が必要である。

#### 2.4 維持管理に関する現状と課題

日高川の河口から椿山ダムまでの区間は洪水予報河川に指定されており、同区間において作成された浸水想定区域図では、日高川河口付近の日高平野を中心に広範囲にわたり浸水が予想されている。

このため、維持管理に当たっては、流下能力の低下の要因となる土砂堆積状況、樹木の繁茂状況及び堤防・護岸の強度等河川管理施設の状態を重点的に確認し、異常が認められた場合には早急に対策を行う必要がある。

椿山ダムについては、出水時等に、適正なダム操作を行えるよう、ダム本体や諸設備、貯水池周辺の点検及び整備、維持、補修を行う必要がある。

### 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備計画の対象区間

二級河川日高川水系の河川のうち、和歌山県知事が管理する全区間を対象とする。

#### 3.2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね20年間とする。

なお、本河川整備計画は、現時点での流域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や新たな知見・技術の進歩等によって、適宜、河川整備計画を見直すものとする。

#### 3.3 河川整備計画の目標に関する事項

##### 3.3.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

日高川では、過去から幾度となく洪水被害に見舞われており、特に、昭和28年7月洪水において、未曾有な被害が発生したため、沿川の安全性を確保するために、椿山ダムの建設や河道改修を行う等治



水対策を実施してきた。しかしながら、昭和28年7月洪水とほぼ同規模の平成23年9月台風第12号洪水により、再度、甚大な被害が発生したことから、現在でも堤防の整備や河積が十分でなく、流下能力が不十分な箇所が全川に多く残されていることから、昭和28年7月や平成23年台風第12号と同規模の洪水を安全に流せるようにするには相当の長期間が必要となる。

このため、日高川本川の洪水対策は、将来的には昭和28年7月、平成23年台風第12号と同規模の洪水に対応するものとするが、早期に一定の整備効果を発現させるための段階的な整備として、これらの洪水の次に日高川流域に大きな被害をもたらした平成15年8月台風第10号と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害が生じることのないよう治水安全度の向上を図る。

西川流域及び江川では、既往最大規模の洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。

今後発生の可能性が高いと言われる東海・東南海・南海地震を想定し、堤防・水門・樋門・ポンプ場等の点検を行い、必要に応じて水門・樋門の遠隔操作が可能なシステムへの変更を図っていくものとする。津波対策としては、東海・東南海・南海地震に対し、河川を遡上する津波を防御できるよう必要な対策を講じる。また、今後の地震・津波対策においては、必要に応じて最新の知見を反映し、柔軟な対応を行う。

さらに、整備途上段階における施設能力以上の洪水や計画規模を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるため、ネック部解消や流下阻害対策などを実施すると共に、情報伝達体制及び警戒避難態勢の整備、洪水予報による水位予測及び浸水想定区域図の活用、水防時における地域住民の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民と連携して推進する。

また、堤防点検を行い、必要に応じて堤防の安全性確保のための堤防強化対策を実施する。

### 3.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川水の利用に関しては、近年渇水による被害報告はないが、引き続き、河川流況の把握に努める。また、渇水時の被害を最小限に抑えるため、円滑な渇水調整と関係者への適切な情報提供が行われるように、関係機関及び利水者との連携を強化する。

### 3.3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

#### 1) 水質

河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道整備等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の改善・保全に努める。水質事故に際しては、関係機関との情報共有及び現地での対応を迅速に行うことにより被害の拡大防止に努める。

#### 2) 動植物の生息・生育環境

河川整備に際しては、魚類の降下・遡上のため、河口部から上流域までの縦断的連続性を確保する、自然河岸をできるだけ保全すると共に、自然な透水性と空隙、植生をもった構造とする、人工的に改変された河岸については、低水路の形成等、可能な範囲で水際に多様性を持たせる、など動植物の生息・生育の場として良好な環境の保全、再生及び周辺環境との調和に努める。

#### 3) 河川利用

対象河川は市街地内を流れるものが多く、河川空間は人と自然がふれあえる貴重な空間である。このため、河川特性等を考慮のうえ、水辺に近づきやすい工夫や親水施設の整備に努める。

また、関係機関と連携しつつ、河川利用者のモラルの向上に向けた啓発活動を行い、不法占用やブレッジャーボート等の不法係留、ゴミの不法投棄等の不法行為に対し適切な処置を行う。

#### 4) 地域住民との連携

地域住民にとって豊かで魅力ある河川とするため、河川工事の実施に先立ち調整を行う等、地域住民と連携した川づくりを進める。また、水辺を活かした子どもたちの総合学習等の支援を行うため、地域住民や関係機関と連携した取り組みを進めると共に、地域住民による河川愛護、河川環境保全に向けた取り組みに対する支援を継続する。

#### 第 4 章 河川の整備の実施に関する事項

##### 4.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

###### 4.1.1 治水を目的とする河川工事

日高川本川においては、計画区間について河川改修を行うことにより、日高川流域に大きな被害をもたらした平成 15 年 8 月台風第 10 号と同規模の洪水を、椿山ダムで  $1,500\text{m}^3/\text{s}$  の洪水調節を行い、基準地点<sup>わき</sup>と佐で流量  $3,100\text{m}^3/\text{s}$  を安全に流下させるものとする。なお、築堤等の堤防整備箇所では、昭和 28 年 7 月洪水に対応した堤防高で整備を行うものの、河道掘削については平成 15 年 8 月台風第 10 号と同規模の洪水規模の断面とする。

西川流域においては、計画区間について河川改修や放水路の整備等を行うことにより、西川流域に大きな被害をもたらした平成 18 年 7 月梅雨前線豪雨もしくは平成 18 年 9 月集中豪雨と同規模の洪水を安全に流下させるものとする。

また、江川においては、流域に大きな被害をもたらした平成 27 年 7 月台風第 11 号と同規模の洪水を安全に流下させるものとする。

河川整備の実施に際しては、河積の確保のため築堤や河床掘削等を行う。また、河道は必要に応じて拡幅すると共に、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、みお筋による平常時の水深確保や植生等による変化に富んだ水際など、生態系にとって良好な、環境に配慮した整備を行う。さらに、堤防防護と河道の安定を図る横断形とする。

また、築堤区間については堤防点検を行い、洪水時の破堤回避のため、必要に応じて堤防の補強を行う。

河川整備の実施に当たっては、自然環境や周辺景観に十分配慮し、地域住民との調整を行うほか、必要に応じて関係機関との協議、学識経験者からの意見聴取を行う。河道拡幅等により支障となる橋梁や堰等については施設管理者等と調整の上、整備を行う。

また、整備区間の上流域において、浸水被害が頻発している区間については、上下流のバランスを図りながら、局所改修によりネック部の解消を行う。

なお、整備による流出増が下流の安全度に影響を与えないよう、本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを考慮し河川整備を進める。

河川整備の実施に関する概要は表 4、図 20 のとおりである。

###### 4.1.2 地震・津波対策

東海・東南海・南海地震等に備え、河川を遡上する津波を防御できるよう必要な対策を講じる。なお、今後の地震・津波対策においては、必要に応じ最新の知見を反映し柔軟な対応を行う。

また、堤防・水門・ポンプ場等の点検を行い、必要に応じて遠隔操作が可能なシステムへの変更を図っていくものとし、当面、下川の<sup>だいわ</sup>大和樋門等 8 水門・樋門の遠隔操作化を図る。

##### 4.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

###### 4.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び、

河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する環境機能、オープンスペースとしての機能、レクリエーション機能、防災機能等の多面的な機能を十分発揮できるように、具体的な維持管理内容を定めた維持管理計画（案）に基づき、定期的な巡視及び点検を行い、さらに住民とのパートナーシップを維持発展させ適切に管理を行っていくため河川愛護活動を積極的に支援するように努める。また、河川での不法投棄・不法占用等が認められる場合は、流域自治体や関係機関と連携し、指導や啓発を行う等適切な処理を行う。

#### 4.2.2 河川の維持の種類

##### 1) 河道の維持

河川の巡視や住民からの情報提供を通じて、河道内において、土砂堆積や草木等の繁茂によって川の流れが阻害されないか点検した結果、治水上問題があると判断した場合には、本支川、上下流のバランスを考慮しながら、河床掘削や障害物の除去等による流下阻害対策を行い、洪水や高潮時に河川の疎通機能を十分に発揮できるよう河道断面の維持に努める。

また、計画的に河川工事を実施する区間外においても、必要に応じて局部的な改良工事を実施し、洪水等により被災した場合には直ちに復旧を行うなど、状況に即した適切な対応に努める。

さらに、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、関係機関と連携のもと、流域における土砂移動に関する動向把握に努め、安定した河道の維持に努める。

##### 2) 河川管理施設の維持

堤防、護岸、水門、樋門・樋管、排水ポンプ場、堰、ダム等の河川管理施設については、洪水、高潮等に対して所要の機能が発揮されるよう、平常時の巡視や点検時に施設の損傷、機能不具合等の確認に努め、機能の低下を防止するための修繕、機器の更新（長寿命化等）を行うと共に、施設自体の質的低下を防止するための補修等の対策を行う。

また、椿山ダムに流入するゴミや流木等については、貯水池に設置した網場により集積し、撤去していく。

##### 3) 許可工作物の指導・監督

堰や橋梁などの許可工作物の新設や改築・修繕等により、治水上の安全性や、流水の正常な機能を損なうことがないように、また、河川環境に配慮して水生生物などの生息環境への影響が最小限となるように許可工作物の管理者への指導・監督を行う。

##### 4) 水量・水質の保全

関係機関との連携のもと、経年的な水位や水質の観測データを収集し、水量や水質の現状を把握するよう努める。

水質について、流入負荷軽減に向け、発生源の対策、河川環境保全の意識の啓発など自治体・地域と協働し、水質の保全に努める。また、水質事故が発生した場合は、関係機関や地域住民等との連携により早期発見に努めると共に、事故の状況把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等、関係機関と協力して、事故原因者に対して速やかに処理を実施するように努める。

##### 5) 河川利用

河川敷及び水辺の安全点検を実施し、現状の把握に努めると共に、危険箇所については注意喚起の看板設置等、必要な対策を実施する。除草や清掃活動は、地域住民、河川愛護団体と連携・協力し実施する。

#### 4.3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

##### 4.3.1 河川情報の提供による水防活動の支援

近年の気象状況では、局地的な集中豪雨が多発しており、整備途上段階で現況流下能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合に、甚大な被害が予想される。このため、流域自治体、地域住民等と密接な連絡や協力を保ち、降雨時の雨量・水位等に関する情報を幅広く収集し、提供することによって住民の迅速な避難及び水防活動を支援し、被害の軽減に努める。さらに、関係機関とも連携して水防体制の維持、強化を図るよう指導する。

具体的には、以下のような取り組みを実施する。

- 日高川は平成16年3月に洪水予報河川に指定され、平成25年6月に洪水予報区間が河口から椿山ダム地点まで拡大し、洪水被害の軽減を図るため、和歌山地方气象台と共同して洪水予報の迅速な発表を行うと共に、関係機関と迅速、確実な情報連絡を行う。
- 携帯電話や地上デジタル放送による水位・雨量などの河川情報の提供や、河川のライブ映像と水位横断図を一体的に表示する水位情報提供などを実施する。
- 水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図る。
- 計画規模を超える洪水が生じた際の減災対策に資するため、浸水想定区域図を作成すると共に、市町が作成する洪水ハザードマップの普及を支援する。
- 水防演習や水防月間における広報活動や、防災出前講座等を通じて防災意識の啓発・高揚に努める。

#### 4.3.2 支川対策

江川、東裏川、森後川等、浸水被害が発生している支川では、浸水状況を踏まえ対策工を検討し、必要に応じ河道改修や支川合流点処理対策を実施する。また、内水被害の軽減についても、市町が実施する内水被害軽減対策と連携し、必要に応じポンプの新設・増設等対策を実施する。

#### 4.3.3 不法係留対策

日高川河口付近は、不法係留による放置艇が各所で確認されており、係留保管施設の整備、低利用施設の活用、民間活力の導入等により、係留保管場所を確保しつつ、不法係留船の撤去指導を行うなど、放置艇“ゼロ”に向けた取り組みを推進する。

#### 4.3.4 ダム操作ルールの見直し

計画規模を上回る洪水に対して、椿山ダムのより効果的な活用を図るため、下流河道における河川改修の整備状況等に応じて、椿山ダムの操作ルールを適宜見直す。

#### 4.3.5 流域における取り組みへの支援等

日高川水系の河川の治水、利水、環境に対する意識や理解の向上を図るため、県のホームページや各種イベント等を通じて、河川に関する広報活動を強化すると共に、河川愛護月間等における広報活動を通じて、河川愛護、河川美化等の啓発を強化する。

また、良好な河川環境を保全するため、地域団体等が自主的に行う清掃、除草及び緑化等の活動を支援する河川愛護会制度やスマイルリバー事業を推進すると共に、水系内河川の水害や自然環境に関する事項を含め、水辺を活かした子どもたちの総合学習等の支援を行うため、地域住民や関係機関と連携した取り組みを進める。

#### 4.3.6 地域や関係機関との連携等に関する事項

事業の実施においては、河川と地域の関わりなどに配慮しつつ、治水、利水、環境の目標が早期に達成されるよう、地域住民との調整や関係機関との協議を行う。また、事業完了後の維持管理においても、河川情報の共有、地域団体等が自主的に行う清掃活動等の支援、必要に応じて維持管理手法の調整など地域住民等との協働・連携に努める。

ため池などの貯留施設の治水への活用や、開発における調節池設置、市街地部での雨水貯留浸透施

設整備等、地域住民、関連機関との連携により、流域全体の治水機能の向上に努める。

#### 4.3.7 森林保全

流域の森林が適正に保全されるように、関係自治体、住民を始めとする多様な主体が行う森林保全に向けた取り組み等と連携を図り、河川管理者が行う広報活動を通じ周知、啓発に努める。

なお、文章中の図表については省略し、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、日高振興局建設部河港課及び西牟婁振興局建設部河港課に備え付け、縦覧に供する。